



千曲市福祉避難所設置運営マニュアル

令和4年3月

千曲市健康福祉部

福祉課

目次

はじめに	1 P
用語説明	2 P
要配慮者 避難の流れ	3 P
福祉避難所の開設の事前準備	4 P～7 P
災害発生時の福祉避難所開設	8 P～12 P
協定等による福祉避難所等の活用	13 P
福祉避難所一覧表・福祉避難所受付票他	14 P～

はじめに

先の東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また障がい者の犠牲者の割合も被災者全体の率に比べ高かったと言われています。

近年の異常気象により、全国で過去にない規模の降水が頻繁に観測されるようになり、災害が頻発するようになっています。また、令和元年台風19号では、当市も大きな被害を受け、多くの市民が避難を余儀なくされました。

これらを踏まえ、介護が必要な高齢者や、障がいを持った方々など特別な配慮が必要な方を受け入れるための、内閣府の『福祉避難所の確保・運営ガイドライン』が改定され、福祉避難所としての一律の要件ではないことを記したうえで、令和3年5月に公表されました。

このマニュアルは、内閣府の改定趣旨を基本としたうえで、地域の特性や実情を踏まえ市の設置する福祉避難所の設置・運営等の基本的なことをまとめたものですが、協定による福祉避難所や一般の避難所内の要配慮者スペースの確保・運営についても、このマニュアルを参考としてください。

また、要配慮者の方には、非常事態が発生してからの福祉避難所への避難や避難所での生活は、自宅とは異なり制約や困難も想定されますので、災害の発生が予測される場合には、避難可能な親戚の家や普段から利用している施設への避難、また安全な場合は、2階への垂直避難等で安全を確保するなど、平常時からより安全に避難できる方法を家族で検討いただくと共に、普段服用している薬や特殊な食品またストマ用装具等の必要品についてもある程度の量を持参したうえで速やかに避難できるように、事前の準備をお願いします。

注) 本マニュアルは、災害対策基本法第49条の10および第49条の14の規定による、個別避難計画が作成された場合を想定しているが、計画が作成される前においても、準じて取扱うものとする。

■ 用語説明

指定避難所

災害のため避難を必要とする方を一時的に受入れ保護するために、市があらかじめ指定している施設です。小中学校 13 箇所、ことぶきアリーナ、ふれあい福祉センター、公民館（分〈支〉館）68 箇所等 計 134 箇所を指定しています。

福祉避難所

福祉避難所とは、避難生活において特別な配慮を必要とする要配慮者で、「一般の避難所（指定避難所）では生活が困難若しくは健康管理上福祉避難所での対応が必要と判断された者」を対象とした避難所をいいます。

市は、高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の避難情報を発令した場合に、市の職員を配置し福祉避難所を開設します。（8P～参照）

災害の規模や状況によっては、デイサービスセンター、日帰り入浴施設などの市の施設の指定管理者や、社会福祉施設を運営する社会福祉法人にも福祉避難所の開設を依頼したり、災害が小規模に限定される場合には、要配慮者を適切な入所施設に移送することなどにより福祉避難所を開設しない場合もあります。

また、あらかじめ指定した施設だけでは不足する場合など必要な場合は、宿泊施設または旅館等を利用して福祉避難所を設置します。

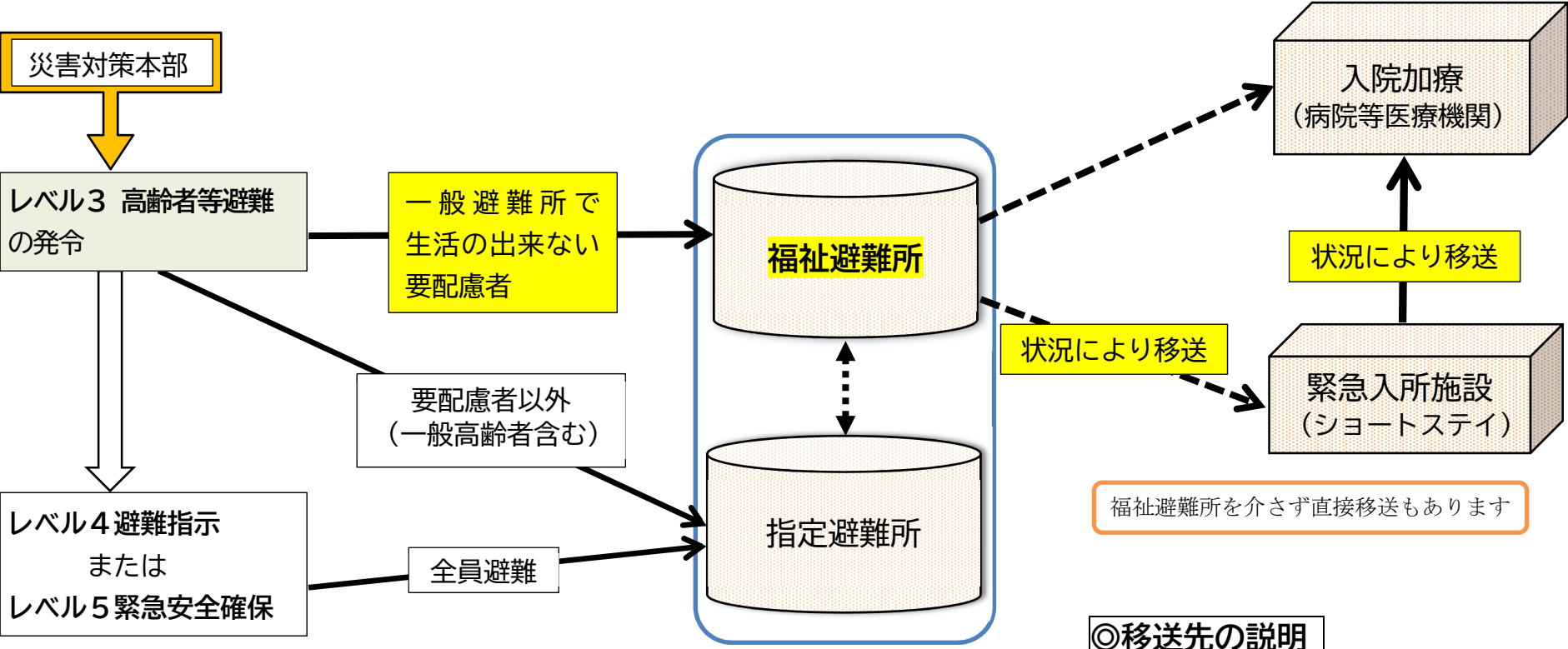
なお、福祉避難所はより専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者は対象としていません。

緊急入所施設

避難所や自宅での生活の継続が特に困難な要配慮者のうち、介護保険法や障害者総合支援法に基づき、緊急に入所介護・療養が必要な人に対応する介護保険施設や障害者支援施設です。介護保険施設には、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム等）、介護老人保健施設」があります。

※参考 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成 20 年 6 月 厚生労働省）
福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月 内閣府 令和 3 年 5 月改定）

■ 要配慮者 避難の流れ



◎福祉避難所への誘導・移送

- 個別避難計画に従って福祉避難所に避難する際は、基本的に家族、地域支援者等が避難誘導する。
- 福祉避難所から入院加療施設等への移送は、福祉避難所の管理者と協議して行う。

◎移送先の説明

移送先	施設	対象者
入院加療 (医療施設)	病院等医療機関	身体状況等の低下により入院加療 (医療処置や治療)を要する要配慮者)
緊急入所施設 (ショートステイ)	介護保険施設 (介護老人福祉施設 「特養ホーム」、介護老人保健施設	介護保険法に基づく入所介護や療養 等が必要な要配慮者
	障害者支援施設	障害者総合支援法に基づく施設入所 (短期入所等)の支援が必要な要配 慮者

■ 福祉避難所開設の事前準備

1 要配慮者数の把握

(1) 要配慮者の概数を把握

・在宅で配慮が必要な対象者の概数を把握し、避難計画に反映させます。

●在宅で配慮が必要な対象者の範囲

要 配 慮 者	
	避難行動要支援者
障害者：身体障害者、知的障害者、精神障害者 高齢者：認知症を有する者、常時一人暮らしの者、高齢者のみの世帯 病弱者：特定の医療、看護を要する者（人工透析、在宅酸素利用者等） 児童・乳幼児・妊産婦・負傷者等	障害者：身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 高齢者：介護保険要介護3、4、5認定者 病弱者：重症難病患者 その他：市が必要と認めた者

●在宅で配慮が必要な対象者の数

下記の様態ごとに概数の把握に努め、避難計画に反映させます。

様 態	備 考
災害時要支援の障害者	障害者の内訳：身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A(1・2)所持者、 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 ※高齢者は他の要件に該当またはトリアージ(9P参照)により対象とする
高齢者(一人暮らし)	
// (二人暮らし高齢者世帯)	
災害時要支援の要介護認定者	第1号被保険者(65歳以上) 要介護3、4、5認定者
病弱者(難病患者等)	難病患者等、小児慢性特定疾病患者
乳児(0～1歳)	
妊婦	

(2) 在宅の要配慮者の状況把握

- ・個人情報保護を図りながら、災害時に迅速な避難行動が行えるよう、区長・自治会長、民生児童委員等の協力を得て、災害時避難行動要支援者名簿・個別避難計画の整備を行い、要配慮者の現況等を把握します。

2 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所として利用可能な施設の把握（災害の種類により限定して指定するため、要件を満たさない施設もあります）

- ・耐震耐火構造、バリアフリー等、施設内外において要配慮者の安全が確保できる施設であること。または、安全を確保できる対応が可能な施設であること。
- ・浸水・土砂災害等の影響を受けない施設であること。
- ・垂直避難ができる二階建て以上の建物であること。

(2) 要配慮者に適した避難所についての検討

- ・避難時に専門性の高いサービスを必要としない要配慮者については、指定避難所内に区分した福祉避難スペースを確保することや、指定避難所と併設している場合で、指定避難所での避難が可能な場合は、指定避難所への避難も検討します。
- ・福祉避難所に避難した要配慮者のうち、更にどうしても個室でなければ対応のできない要配慮者には、個室や一般の宿泊施設等も含めて検討します。
- ・要介護高齢者や障害の程度の重い要配慮者などについては、各自の個別避難計画の作成の際に、設備や体制の整った老人デイサービスセンターなどの通所施設や各自が手配した宿泊施設への避難も含め検討をお願いします。

(3) 福祉避難所として指定

- ・施設と細部の運用を含めた話し合いを行い、避難所設置に関する協定を締結するなどし、福祉避難所として指定をします。

(4) 福祉避難所の開設順位

- ・災害時の開設順位は、災害の種類や発生場所、規模により異なりますが基本的には ①市の開設する福祉避難所 ②協定済みの指定管理者の開設する市の施設を利用した福祉避難所 ③協定による民間の福祉避難所 の順とします。（福祉避難所一覧 14P～参照）

3 福祉避難所の整備

(1) 福祉避難所の施設整備

- ・市の施設を福祉避難所として指定をした場合、手すりの設置や段差の解消などのバリアフリー化等について、施設管理者と費用負担を含めた協議を行い、順次必要な整備を進めます。

(2) 福祉避難所の人的・物的整備

- ・福祉避難所に必要な機材や介護用品、日常生活用具等を確保するため、災害時協定に基づき介護用品等の供給を速やかに受ける体制を整えておくものとします。

災害時における福祉用具等物資提供の協定

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

- ・要配慮者の生活支援のための人材について、千曲市ボランティア・ふれあい福祉センターの登録団体の活用等により人材確保を図ります。

4 福祉避難所から緊急入所施設等への移送計画

(1) 要配慮者移送手段の確保

- ・福祉避難所から緊急入所施設等への移送は、要配慮者の家族と福祉避難所の管理者が協議して行い、移送手段の確保に配慮します。
- ・なお、個別避難計画に沿った福祉避難所への避難誘導は家族、地域支援者等が行います。平常時から避難経路等の打合わせ確認をお願いします。

5 福祉避難所ごとの「避難所設置運営マニュアル」の作成

- ・各福祉避難所は、施設の管理体制、設備の整備状況等が様々であるため、市、施設管理者、施設関係者を中心に施設の実情に合ったマニュアルの作成を進めます。

6 福祉避難所運営体制の事前整備

(1) 福祉避難所担当職員の派遣の準備

- ・市は施設管理の所管職員や市職員を管理責任者として避難所ごとに派遣するための準備をします。
- ・初めに派遣する職員は、職員2・保健師1を基本とし、災害の規模や避難所の状況を把握したうえで調整します。また、医師、看護師、手話通訳者、生活相談員（社会福祉主事を含む）、その他の専門職の派遣が必要と判断した場合は、手配を行います。

(2) 福祉避難所運営の準備

- ・福祉避難所開設時に避難所の運営を円滑に進めるため、担当の市職員を中心に、指定避難所責任者、施設管理者、施設職員および生活支援者等関係者により、開錠の方法、受付場所、避難場所、トイレ等の確認をします。

7 福祉避難所設置運営マニュアルの改訂

- ・上記の避難所の開設・運営に関わる関係者が集まり、訓練を定期的に行います。この訓練結果等を踏まえ、より実践的な避難所マニュアルになるよう改訂を進めます。

■ 災害発生時の福祉避難所開設

1 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の設置

- ・災害対策本部が、高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の避難情報を発令した場合に、市は職員を配置し福祉避難所を開設します。当該施設管理者には、開設の協力要請をします。

(2) 市職員の派遣

- ・市は当該施設に市職員を派遣し、派遣された市職員は、指定避難所の派遣職員、施設の管理者協力を得て福祉避難所の開設を行います。
- ・施設の開錠等は、事前に上記の者と打合せを行っておきます。

2 福祉避難所への受入れ

(1) 受入れ

- ・作成された個別避難計画をもとに、対象者を確認し受入れをします。一人暮らし高齢者や高齢者の二世帯は、個別避難計画が作成されていても福祉避難所入所判断基準（20P 参照）に該当しない場合は、他の一般の高齢者と同様、福祉避難所の受入対象者とはならないので、混乱を生じないように注意が必要です。
- ・受入れの際に受付名簿に氏名を記入し、特段注意すべき事項があれば、聞き取ったうえで、避難する場所を決め記録します。この際に福祉避難所受付票（様式1 19P 参照）を渡し、『避難場所を確保したうえで、直ちに記入し提出する』よう指示します。
- ・公示した受入れ対象者以外の者が避難してきた場合には、災害の状況を踏まえて、他の避難所を案内する等適切に対応します。（災害の状況によっては、支障が生じない範囲で一時的な受入れを行います。併設型福祉避難所の場合は、移動を指示します。）
- ・コロナウイルス感染症等の感染症蔓延時においては、事前に健康推進課と協議のうえ、自宅療養者等の適切な避難場所を決めます。
（病院への入院ができない場合で、感染者数が少なく自分で移動が可能な時は、ことぶきアリーナに用意した対応スペースに避難する等、状況により適切な避難場所を決めます。）

(2) 必要に応じトリアージ、スクリーニングの実施

- ・避難した要配慮者の中に、入院加療等が必要な者がいる場合や災害の規模が大きく福祉避難所のスペースが不足する場合は、必要に応じ、医師、看護師、保健師等の専門家により要配慮者のトリアージ（程度別による選別）を行い、福祉避難所への入所の可否の決定や病院等への搬送するよう指示します。（協定締結団体 10P 参照）
- ・専門家が少ない等の場合、特別な知識がなくとも、スクリーニング（ふるい分け、選別）することのできる判断基準（R3.5 内閣府ガイドライン 65P）が示されているので、それを判断材料の一つとして使用することも考えられます。

トリアージとは → 大勢の負傷者が発生した時に、重症度によって治療の順番を決めること。

(3) 福祉避難所からの移送

- ・トリアージ、スクリーニングの結果に基づき、加療や入所が必要な要配慮者を入院や緊急入所を含め、最も適切な避難所等へ移送します。（緊急入所施設等への移送計画 3P 参照）

3 福祉避難所の運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当職員

- ・派遣された市職員は、福祉避難所の管理責任者として避難所運営委員会（10P 参照）とともに避難所の運営にあたります。

(2) 保健・医療、その他関係者の配置

- ・市は災害の状況や各福祉避難所に避難した要配慮者の状況から判断し、必要となる専門職員を派遣します。また、あらかじめ災害が予想される場合には、専門職員に待機等の要請をします。
- ・必要な専門職員等が確保できない場合や医師等の処置が必要な場合は、協定を締結している千曲市医師会等に医療救護班の派遣を要請したり、市内の社会福祉法人等に専門性を有した福祉施設等職員、ボランティア等の協力を要請します。
- ・必要に応じて県に支援の要請を行います。

○専門職の例

① 医師	② 看護師もしくは保健師	③ 保育士	④ 手話通訳者・点訳者等	⑤ 生活相談員等	⑥ ガイドヘルパー等
------	--------------	-------	--------------	----------	------------

ガイドヘルパーとは → 障害により一人での外出が困難な者が外出する際に、必要なサポートや介助を行う人をい

(3) 協定締結団体

災害時の医療救護についての協定	千曲市医師会・更級歯科医師会・埴科歯科医師会・更埴薬剤師会
災害ボランティアセンター設置・運営の協定	千曲市社会福祉協議会
協定による福祉避難所	協定による福祉避難所 19P 参照

(4) 日常用品、介護用品や医療品の配備

- ・紙おむつ、紙パンツ、粉ミルク等の日常品は備蓄します。また、特殊なストマ用装具や車椅子、歩行器等の介護用品や医療品を災害時協定に基づいた業者から速やかに供給される体制を整えておくものとします。

災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会
-------------------------	-------------------

(5) 福祉避難所運営委員会の設置

- ・指定避難所と同様に事前に決めた市職員、施設管理者、施設職員および配置された関係者で避難所の運営委員会を設置します。

(6) 支援人材の確保

- ・要配慮者の避難生活に必要な生活支援の登録をしたボランティア等の支援人材の確保に努めます。

4 福祉避難所の運営

(1) 受入れスペースの確保

- ・福祉避難所の避難者（以下「避難者」という。）の受入れスペースを、1人あたり概ね2～4㎡を基準の目安とします。
- ・なお、コロナ禍においては、人と人との距離を2m（最低でも1m）取り、テープ等で区画表示するとともに換気に注意すること。
- ・避難者の同居の家族の付添いも介護面から考慮します。
- ・電源が必要な器具の使用者のために電源ケーブル等を用意します。
- ・エアコン等が使える場合は、あらかじめ適切な温度に設定します。

(2) 避難者名簿の作成・管理

- ・福祉避難所に避難している要配慮者の状況等を把握するため、受入れの際に渡した福祉避難所受付票を回収し、避難者受付簿と連携します。
- ・確認事項 ①住所 ②氏名 ③生年月日 ④配慮すべき身体の状況 ④介護者 ⑤緊急連絡先 ⑦一般の非常食を食べられない場合の食料の種類、必要とする薬、必要な介護用品、呼吸器等電源が必要な器具の使用等を確認します。（様式1 20P参照）
- ・入退所等の管理をします。

(3) 施設の管理と安全確認

- ・避難所における安全確認や管理上の留意事項の他、特に避難者の心身の状況には特段の注意を払います。

(4) 物資の発注、受入れ、管理

- ・指定避難所と同様の食糧（粉ミルク含む）や日常の生活物資については、危機管理防災課で手配しますので必要な数を把握します。
- ・指定避難所と異なる食糧、介護物品や医薬品等については、福祉課で確認、発注、受入れ、管理を行います。

(5) 広報・情報提供

- ・各福祉避難所の避難者に応じた広報または情報提供に努めます。手話通訳等の人材や福祉用具等の確保を図るとともに、遠隔手話通訳等のリモート機能や音声による情報提供についても検討します。

5 相談窓口の設置と処遇

(1) 相談窓口の設置

- ・必要に応じて生活相談員等を配置し、避難者の相談に対応します。

(2) 要配慮者の処遇

- ・避難者については、被災や環境の変化による身体的・精神的負担により、症状や状態が低下する可能性があります。そのため、定期的に必要な見守りを行い、状況変化の早期発見に努めます。
- ・避難生活が長期化する場合は、避難者から改善要望や提案を出せる仕組みを作ります。

6 福祉避難所の開設期間および閉鎖

(1) 福祉避難所の開設期間

ア 災害救助法が適用された場合

- ・福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内となります。
- ・災害や避難の状況で開設期間の延長を行う場合には、必要最小限の範囲で延長します。延長をする場合は、災害対策本部（市）が県（国）と協議をします。

イ 災害救助法が適用されない場合

- ・上記①に準じますが、延長をする場合は、施設管理者と協議のうえ決定します。

(2) 福祉避難所の閉鎖

- ・避難者の減少に伴い、福祉避難所の統廃合を図ります。
- ・福祉避難所の目的が達成された場合は、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

■ 協定等による福祉避難所等の活用

1 協定等による福祉避難所の活用と専門職等の確保

(1) 協定等による福祉避難所の活用

- ・市は所有する施設のうち、福祉避難所として利用する施設を選定し、福祉避難所として公示しますが、災害の種類や規模によっては、スペースが不足したり、大きすぎる場合や更に設備や人材が整った避難所が必要となる場合があります。こうした事態に備えて、市内に施設のある社会福祉法人等と協定を結び福祉避難所として活用できるように努めます。（協定による福祉避難所 17P～参照）
- ・この協定等による福祉避難所は、二次避難所となりますので、施設から個人的に了承を得ている方以外は、個別避難計画の避難所とはなりません。

(2) 協定等による専門職の派遣並びに物品および運送手段の確保

- ・市は福祉避難所で必要と判断した専門職（9P 参照）を配置しますが、市職員だけでは配置のできない医師、看護師等の専門職の派遣について、医師会や社会福祉法人と派遣の協定を締結するよう努めます。
- ・福祉避難所に個別に必要な介護物品や食品、また要配慮者を移送する際の車両等の協力について市内業者と確保の協定を締結するよう努めます。（協定締結団体 10P 参照）

2 自主避難所内に避難した要配慮者の対応

(1) 自主避難所に避難した要配慮者の対応

- ・個別避難計画では、高齢者避難等の情報が出された場合、福祉避難所に避難する計画となっていると思われませんが、避難情報が出される前に自主的に近接する地区公民館等に避難する要配慮者がいることが想定されます。災害時には自主避難所の開設状況を把握し、そこにいる要配慮者本人や家族の意向を重視したうえで総合的に判断し、福祉避難所に移送する等適切な支援を行います。

1. 指定福祉避難所 (R4.3.29 告示)

※ 一次避難所として直接避難可能

※ 人数は、感染症流行時 4 m²/人で積算

※ その他の欄の記載

トイレ : 車いす用・多目的トイレあり

空調 : エアコンあり

エレベーター : エレベーターあり

2階 : 2階以上に他の垂直避難の部屋確保あり

番号	名称	住所	電話番号	受入対象者	指定場所	人数	その他
1	戸倉上山田中学校	大字戸倉 2500	275-0069	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	98	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
2	更埴西中学校	大字稲荷山 134	272-1515	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	146	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
3	埴生中学校	大字桜堂 100	272-0015	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	85	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
4	屋代中学校	大字屋代 810	272-0276	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	150	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
5	五加小学校	大字千本柳 351	275-0643	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	63	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
6	更級小学校	大字羽尾 1864-1	275-0052	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	34	指定避難所併設 トイレ・空調・2階

7	戸倉小学校	大字戸倉 1756	275-0072	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	65	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
8	上山田小学校	大字新山 695	275-1100	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	102	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
9	八幡小学校	大字八幡 3111	272-1209	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	63	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
10	治田小学校	大字稻荷山 1360	272-1054	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	53	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
11	埴生小学校	大字鋳物師屋 72	272-0158	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	46	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
12	東小学校	大字森 100	272-2217	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	39	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
13	屋代小学校	大字屋代 2111	272-0037	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	46	指定避難所併設 トイレ・空調・2階
14	更埴体育館	杭瀬下二丁目 4番地	273-0010	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	158	指定避難所併設 トイレ・空調・ エレベーター・2階
15	ふれあい福祉センター	大字戸倉 2388	275-3880	要配慮者	別紙：小中学校配置図参照	31	指定避難所併設 トイレ・空調・ エレベーター・2階

2. 基本協定による市の依頼により指定管理者が運営する福祉避難所 (R4.3.31 現在)

※市の依頼により開設される二次避難所で、直接避難は不可

※人数は、感染症流行時には概ね半数となる

No	名称	住所	避難場所を兼ねる	被害想定の有無 〔「有」の施設は安全確認後に開設〕				収容可能人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
1	屋代デイサービスセンター	大字屋代 133-1	—			有	千曲川	9	272-8330	指定管理者：社会福祉法人大志会
2	健康プラザ	大字倉科 76-1	—			有	三滝川	110	272-5818	指定管理者：企業組合労協ながの
3	更埴デイサービスセンター	大字杭瀬下 870	—			有	千曲川	30	272-6787	指定管理者：社会福祉法人千曲市社会福祉協議会
4	信毎販売センター屋代営業所	大字杭瀬下 3-29	—			有	千曲川	30	272-0713	協定締結済 避難対象者：妊産婦および乳児とその母親
5	竹林の湯	大字桑原 1551	—					40	272-6500	指定管理者：日本環境マネジメント株式会社
6	戸倉地域福祉センター	大字磯部 1110-1	—			有*	千曲川	90	275-3880	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 40 人 指定管理者：社会福祉法人千曲市社会福祉協議会
7	つるの湯	上山田温泉 3-43-1	—			有	千曲川	130	261-0770	指定管理者：株式会社ユアーズ静岡
8	白鳥園	戸倉 2254	—			有*	千曲川	590	275-0400	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 283 人 指定管理者：山崎建設株式会社

「避難場所を兼ねる」欄に○と記されている施設は、指定緊急避難場所でもある。

「収容可能人数」は施設の延床面積から計算した概算値である。(一部施設は除く。)

3. 協定により社会福祉法人などが開設する福祉避難所 (R4.3.31 現在)

※市の依頼により開設される二次避難所で、直接避難は不可

社会福祉法人名	施設名	所在地	受入対象者
大西福祉会	メディケア千曲中央	大字桜堂 367-3	高齢者
千寿会	ケアハウスちくま	大字戸倉 2440-1	高齢者
千聖会	老人ホーム香風園	大字上山田 2454	高齢者
睦寿会	特別養護老人ホーム吉野の里	大字羽尾 366-1	高齢者
さらしなの里	特別養護老人ホーム治田の里	大字稲荷山 1788-1	高齢者
信濃整肢療護園	稲荷山医療福祉センター	大字野高場 1835-9	身体障がい者等 (介助者の付き添いがある方)
杏の郷	顕真学院	大字倉科 1048-1	重症心身障がいの人
いなりやま福祉会	満天の星	大字稲荷山 2046-1	障がいを持っている人に限る
	いなりやま共同作業所	大字稲荷山 2152-1	障がいを持っている人に限る
	はなたば	大字稲荷山 2055-1	障がいを持っている人に限る
	こんぺいとう	大字稲荷山 1834-7	障がいを持っている人に限る
	たんぽぽの家	大字稲荷山 957	障がいを持っている人に限る
有明福祉会	あかね保育園	大字屋代 476	乳幼児
徳応院聖舎	徳応院保育園	大字中 201-2	未就園児とその家族
満照寺福祉会	満照寺保育園	大字小島 3064-1	乳幼児
八葉会	恵愛地域交流ホール	大字稲荷山 3842-1	乳幼児・妊産婦・障がい児
しあわせ	クロスロード	大字寂蒔 410-1	身体障がい者
	クロスロード上山田	大字上山田 457-3	身体障がい者

博悠会	フランセーズ悠こうしょく	粟佐 1177	要配慮者のうちの高齢者
	フランセーズ悠とぐら	大字上徳間 337-1	要配慮者のうちの高齢者
廣望会	地域生活支援センターCoCo ちくま	大字上山田 3813-11	知的障がい者 精神障がい者
大志会	特別養護老人ホーム森の里	大字森 1024-3	高齢者
山栄会	ショートステイ千曲	大字桑原 80	高齢者

福祉避難所受付票 (避難所)

年 月 日 (午前・午後 時 分避難)

避難者	氏 名	住所
	生年月日 大・昭 平・令 年 月 日生	千曲市 _____ 電話
配慮すべき 身体の状況 該当箇所に○等	・障 害 (所持手帳 等級) ・要介護認定 (要介護 3・4・5) ・妊 婦 (か月) ・乳幼児 (か月) ・その他 () ※特に配慮する点があれば記入ください	
同伴の介助者 (1名)	氏 名	携 帯
緊急連絡先	氏 名	電 話
食事・薬・ 電源の必要等	避難所生活で特記することがあれば記入ください	
		No. _____

福祉避難所受付票 (避難所)

年 月 日 (午前・午後 時 分避難)

避難者	氏 名	住所
	生年月日 大・昭 平・令 年 月 日生	千曲市 _____ 電話
配慮すべき 身体の状況 該当箇所に○等	・障 害 (所持手帳 等級) ・要介護認定 (要介護 3・4・5) ・妊 婦 (か月) ・乳幼児 (か月) ・その他 () ※特に配慮する点があれば記入ください	
同伴の介助者 (1名)	氏 名	携 帯
緊急連絡先	氏 名	電 話
食事・薬・ 電源の必要等	避難所生活で特記することがあれば記入ください	
		No. _____

◆福祉避難所入所時 判断基準

	区 分	判 断 基 準		避難・搬送先	備 考
		概 要	実 例		
1	治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐 	(酸素)吸引、透析等	病院	
2	日常生活に全部介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりでの食事、排泄、移動が不可 	胃ろう、寝たきり	福祉避難所	介助者(1名)
3	日常生活に一部介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排泄、移動に一部介助が必要 	身体に麻痺・欠損等がある、 発達障害、知的障害、視覚 障害、聴覚障害	福祉避難所	介助者(1名)
		<ul style="list-style-type: none"> ・産前、産後、授乳中 	妊産婦、乳幼児	福祉避難所	
4	自立	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行可能 ・介助不要 	腰や膝等痛いところはある が日常生活は自分でできる	指定避難所	